

保護者様

美作市立美作北小学校長

出席停止のお知らせ

このたび、お子様が学校感染症にかかれたという連絡を受けました。
学校保健安全法 19 条の規定により、出席停止（欠席扱いとしない）をお知らせいたします。医師の登校許可があるまで学校を休み、しっかり治してください。

なお、医師から学校への登校許可が出ましたら、下記の証明書に記入していただき学校に提出してください。
学校における感染症と出席停止期間

	病 名	出 席 停 止 期 間
第 1 種	法定感染症	医師の許可があるまで
第 2 種	※1 新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	※1 インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳がなくなるまでまたは 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を過ぎるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹がなくなるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がなくなるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後 2 日を過ぎるまで
	結核	医師の許可があるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	その他の感染症	

☆あくまでも基準ですので、症状により、また主治医の判断によってはこの限りではありません。

※1 「感染症出席停止経過報告書」を提出いただくため下記許可証明書は不要です。

登 校 許 可 証 明 書

年 組 氏名

病名

出席停止期間 月 日～ 月 日

月 日より登校を許可します。

医師氏名 印